



ついて

〔全員賛成 原案可決〕

旧八女郡の市町村で構成する事務組合が共同で事務処理をしてきた八女市の市町村会館と広川町の武徳館をそれぞれの市町の所有とするものです。

◆八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合規約の変更について

〔全員賛成 原案可決〕

同組合には、八女市は参加していますが、上陽町は参加していません。このため、八女市と上陽町が合併しても、組合が共同処理する事務の範囲から旧上陽町を除外するための変更です。

◆山の井用水組合規約の変更について

◆花宗用水組合規約の変更について

〔全員賛成 原案可決〕

2案とも八女市と上陽町が合併するのに伴い、住居表示の「大字」が廃止されるため、文言を修正するものです。

◆専決処分の承認について

〔筑後市税条例の一部を改正する条例制定について〕

〔全員賛成 承認〕

地方税法の改正に伴い、現行の耐震基準に適合するよう、改修工事した住宅の固定資産税に対する減額措置の新設等です。

◆専決処分の承認について  
〔筑後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について〕

〔賛成多数 承認〕

地方税法の改正に伴い、介護納付金課税額の限度額を8万円から9万円に改定すること等です。

◆専決処分の承認について  
〔平成17年度筑後市介護保険特別会計補正予算（第5号）〕

〔全員賛成 承認〕

介護保険制度改正に伴い、17年度中に終了する予定だった電算処理システム改修が年度を繰り越すためです。

### 意見書

◆出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について

〔全員賛成 原案可決〕

破産申立が毎年20万件を超えている原因の一つとして、「多重債務者」の増大が挙げられます。その要因として、利息制限法の例外を認める「みなし弁済規定」があることから、利息制限法の上限金利（最大20%）を超える出資法の上限金利（29・2%）で貸し付けることが挙げられ、規定の撤廃ならびに出資法の上限金利を利息制限法に合わせることを求めるものです。併せて、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利（54・75%）の廃止を国に求めるものです。

◆公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書について

〔撤回〕

### 会期日程

9日開会

会期の決定

永年勤続議員表彰伝達

諸般の報告

議案上程

提案理由説明

（全員協議会）

（議員互助会）

10日～11日 休会（土日）

12日 考案日

13日 考案日

14日 一般質問

15日 一般質問

16日 一般質問

17日～18日 休会（土日）

19日 議案質疑

諸般の報告質疑

議案委員会付託

20日 休会

21日 付議案件審査

22日 休会

23日 委員会審査報告

議案討論採決

閉会中の継続審査について

会議録署名議員指名

閉会

（全員協議会）

### 国民健康保険税条例の一部改正は賛成多数で可決

今議会ではこの条例の改正に関する質疑が集中し、反対・賛成の立場から討論が行われました。国民健康保険税は加入者の所得と資産に応じて決まる「応能分」と、加入している人数に応じて決まる「応益分」があります。今回の改定の主旨は応能分について、所得に応じて決まる「所得割」の率を上げ、固定資産税額に応じて決まる「資産割」の率を下げるものです。

今回の改正の結果、市民一人あたり、平均で「医療保険」が2,093円の増額。「介護納付金」が10,933円の増額となります。これについては、議案質疑中、執行部より「介護納付金」については、「今回の値上げでも、国が示した基準を下回っている。」との答弁がなされました。別に、国税の滞納の実態が議員の質疑に対して執行部より報告されました。

6月23日の討論採決にあたっては、

反対討論として「定率減税の半減や、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止等、市民は大幅な増税を強いられている。特に低所得者には過酷な増税である。改正の結果、さらに滞納が増大するのではないか？あと1年様子を見たらどうか？また、国民健康保険特別会計が破たんしないためにも一般会計からの繰り出しを考えるべき。」

賛成討論として「税の引き上げという点では、市民の立場に立てば反対である。しかし、今回の改正は増大する医療費と介護費用をまかなうためのものである。厚生委員会でも「全員賛成」という結果になっている。滞納の問題については、税は「公平・公正」に課税されていると認識している。今回の改正はやむを得ないと判断する。」

という主旨の討論が行われ、採決の結果「賛成多数」で可決となりました。